

科学研究費補助金 (研究成果公開促進費) ハンドブック

- 学術定期刊行物、学術図書、データベース -

平成18年10月

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

目 次

まえがき

| | |
|------------------------------------|----|
| 研究成果公開促進費とは？ | 1 |
| 1 研究成果公開促進費の目的・性格 | 1 |
| 2 種目 | 1 |
| 3 研究成果公開促進費に関するルール | 1 |
| 研究成果公開促進費にはどのような事務手続きがあるのか？ | 2 |
| 1 公募要領の内容の確認 | 3 |
| 2 応募書類の作成及び提出 | 4 |
| 3 審査結果通知の受領・確認 | 5 |
| 4 交付申請書類の作成及び提出 | 6 |
| 5 交付決定通知の受領・確認 | 7 |
| 6-1 「交付請求書」の提出《「学術定期刊行物」、「データベース」》 | 8 |
| 6-2 「振込銀行口座届」の提出《「学術図書」》 | 9 |
| 7-1 補助事業の実施《「学術定期刊行物」、「データベース」》 | 10 |
| (1)補助金の管理・使用 | 10 |
| 補助金の管理 | 10 |
| 補助金の使用 | 12 |
| (2)交付申請書の記載事項の変更 | 17 |
| (3)補助事業の廃止 | 19 |
| (4)申請代表者の交替等 | 20 |
| (5)住所等の変更 | 22 |
| 7-2 補助事業の実施《「学術図書」》 | 23 |
| (1)交付申請書の記載事項の変更 | 23 |
| (2)補助事業の廃止 | 25 |
| (3)住所等の変更 | 26 |
| 8 状況報告書の提出 | 27 |
| 9 実績報告書の提出 | 28 |
| 10 額の確定通知の確認及び関係書類の整理保管等 | 30 |
| 必要書類の様式（平成18年度） | 32 |

| | |
|--|--|
| 研究成果公開促進費にはどのようなルールがあるのか？ 8 0 | |
| 1 | 応募ルール 8 0 |
| | 【日本学術振興会】 |
| | ・平成18年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）公募要領 . . . 8 0 |
| 2 | 評価ルール 8 7 |
| | 【日本学術振興会】 |
| | ・科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄） 8 7 |
| 3 | 使用ルール 9 7 |
| | 【日本学術振興会】 |
| | ・「学術定期刊行物」補助条件（平成18年度） 9 7 |
| | ・「学術図書」補助条件（平成18年度） 9 8 |
| | ・「データベース」補助条件（平成18年度） 9 9 |
| | (参考) |
| | ・平成18年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費） 学術定期刊行物を申請するに当たっての留意事項 100 |
| | ・平成18年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費） 学術図書を申請するに当たっての留意事項 102 |
| | ・平成18年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費） データベースを申請するに当たっての留意事項 104 |

関係法令等

| |
|---|
| ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律【法律】 106 |
| ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）【政令】・ 110 |
| ・科学研究費補助金取扱規程【文部科学省告示】 112 |
| ・科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱【文部科学大臣裁定】 . . . 114 |
| ・科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領【日本学術振興会規程】 . . 117 |
| ・独立行政法人日本学術振興会法【法律】 120 |

問い合わせ先

まえがき

科学研究費補助金は、我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まで、あらゆる分野で独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする研究費であり、専門分野を同じくする研究者による厳正な審査（ピア・レビュー）を経て採択を決定するものです。

この科学研究費補助金は、大きく分けて、研究者が行う学術研究に対して交付される科学研究費（基盤研究等）と、個人又は学会等の団体が行う研究成果の公開に対して交付される研究成果公開促進費に分類されます。

科学研究費（基盤研究等）においては、応募・申請ができる研究者が、文部科学省が指定した研究機関に所属している者とされており、応募する研究者が所属する研究機関が事務を行うこととされていますが、研究成果公開促進費においては、研究の成果についての公開・普及事業に対する補助金であることから、いわゆる「研究者」以外の者も応募・申請が可能となっており、所属する研究機関は、「研究者」に代わって管理・諸手続を行う義務もないこととなっています。

このため、研究成果公開促進費において必要となる事務の内容について解説することを目的として、このハンドブックを作成しています。

各補助事業者（所属する研究機関等の協力を得られる場合は、各研究機関等）は、このハンドブックの内容を十分理解し、適切に事務を行ってください。

なお、このハンドブックは、研究成果公開促進費のうち、独立行政法人日本学術振興会担当分（ ）について解説をしております。文部科学省担当分（ ）については、文部科学省にお問い合わせください。

（ ）日本学術振興会担当分：「学術定期刊行物」、「学術図書」、「データベース」
文部科学省担当分：「研究成果公開発表」

研究成果公開促進費とは？

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費補助金（研究成果公開促進費）は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。

| 種目 | 目的・内容 | 役割分担 |
|-----------|---|-------------------|
| | | 応募・審査・交付 |
| 研究成果公開促進費 | | |
| 研究成果公開発表 | 研究者グループ等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成 | 文部科学省 |
| 学術定期刊行物 | 学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成 | 独立行政法人 日本学術振興会 |
| 学術図書 | 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成 | 独立行政法人 日本学術振興会 |
| データベース | 個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成 | 独立行政法人 日本学術振興会 |

3 研究成果公開促進費に関するルール

(1) この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(2) 研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。

応募ルール：応募・申請に関するルール

評価ルール：事前評価（審査）に関するルール

使用ルール：交付された補助金の使用に関するルール

(3) これらのルールは、今回、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が公募する研究成果公開促進費に関し、次のように適用されます。

| 種目 | 応募ルール | 評価ルール | 使用ルール |
|---------------------------|------------------|---------------------------------|-------|
| 研究成果公開発表 | 文部科学省が作成する公募要領 | 科学研究費補助金における評価に関する規程 | 補助条件 |
| 学術定期刊行物 学術図書 データベース | 日本学術振興会が作成する公募要領 | 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程 | 補助条件 |